

インボイス制度について

消費税の軽減税率制度の実施に伴い、令和5年10月1日から消費税の適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が施行されることとなっています。

インボイス制度では、本学（買手）が消費税の仕入税額控除のためには原則としてインボイスの保存が必要になり、取引業者の皆様（売手）はインボイスの交付を行うために「適格請求書発行事業者」の登録申請が必要となります。

については、以下のとおり国税庁の他関連省庁の情報提供サイトをご案内しますのでご一読いただき、適格請求書発行事業者の登録をお願いいたします。

○制度に関するもの

【国税庁 インボイス制度特設サイト】

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm>

【国税庁 知っていますか？インボイス制度（リーフレット）】

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0022001-063.pdf>

【国税庁 適格請求書等保存方式の概要 インボイス制度の理解のために】

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0020006-027.pdf>

【国税庁 適格請求書等保存方式に関するQ&A】

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/qa_01.htm

【国税庁 消費税軽減税率・インボイス制度電話相談センター】

0120-205-553（無料） 【受付時間】 9:00～17:00（土日祝除く）

○免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関する Q & A

【財務省】

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000178.html

【公正取引委員会】

https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/invoice_qanda.html

【中小企業庁】

<https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/index.html>

【国土交通省】

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000178.html

※ 各ホームページに掲載されているものは同様の内容です。

○本件に関するお問合せ先

財務部経理課

電話03-5400-1200（内線2560～3）